



高病原性鳥インフルエンザに注意を

韓国、中国、台湾では、5月以降も高病原性鳥インフルエンザが発生しており、これらの国から国内にウイルスが侵入するリスクが依然としてあります。

家きん飼養者の皆様は、発生国への渡航を自粛するとともに、農場入場者の渡航歴等の確認をお願いします。また、ウイルスの侵入防止対策(野鳥・ネズミ対策、消毒の徹底)や毎日の観察を引き続き徹底してください。

～家きんにこのような症状がみられたら、すぐに通報を～

- ▼ 急激に死亡数が増えた。(症状を示さず死亡する場合があります)
- ▼ 5羽以上がまとまって死亡している、またはうずくまっている。
- ▼ とさかや肉垂が暗青色になった。
- ▼ 急激に産卵率が低下した。
- ▼ 嗜眠、沈うつ状態
- ▼ ふるえ、起立不能、斜頸などの神経症状がある。(動きがおかしい)



写真：鳥インフルエンザを疑う症状(嗜眠、とさかの暗青色化等)を示す鶏

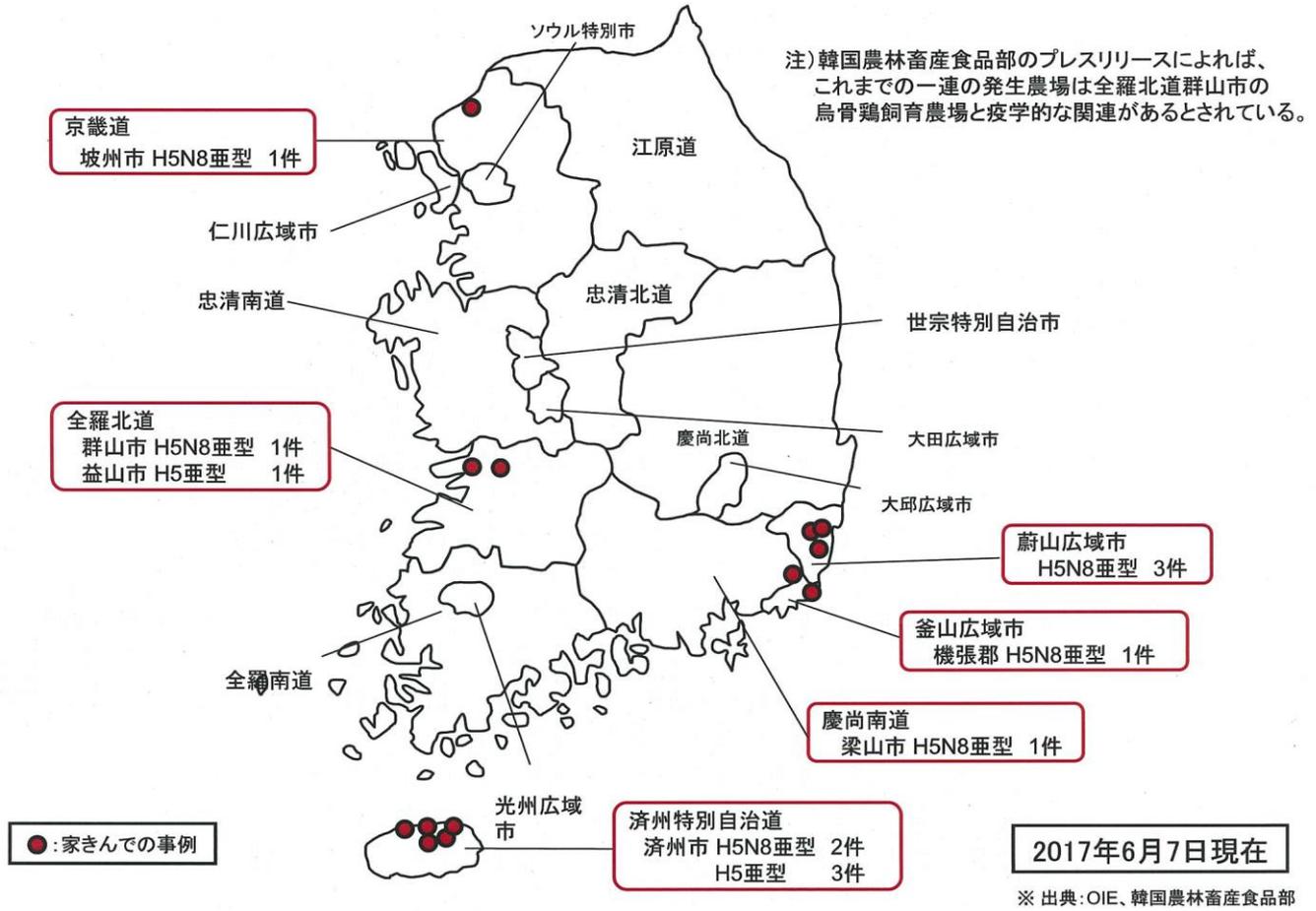
青森家畜保健衛生所

電話:017-764-1744

夜間・休日:090-2274-0474

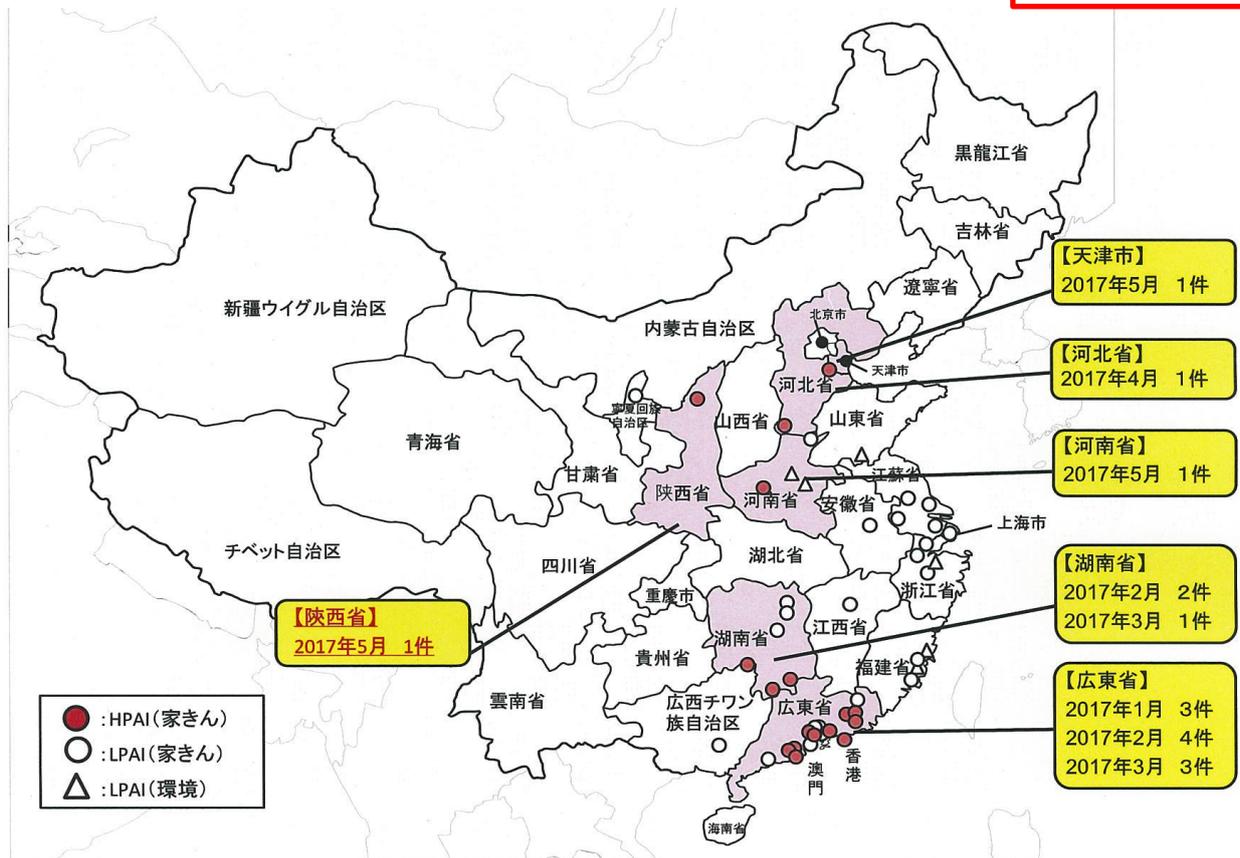
韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

2017年6月以降



中国における高病原性鳥インフルエンザ(H7N9 亜型)の発生状況

2017年1月以降



2017年6月4日現在

※低病原性鳥インフルエンザ(H7N9)は、2013年4月4日～2014年6月3日までに、12省・市で43件確認

※出典: OIE